

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿
知事 殿

旅行業者代理業廃止に伴う残務処理について

今般、弊社の代理業者である の旅行業者代理業廃止に伴い、下記の通り残務処理についてご報告申し上げます。

記

1. 旅行業者代理業業務委託契約解約時の受注契約及び取扱について

平成 年 月 日付で旅行業者代理業業務委託契約の解約を行いました
たが、解約時点における旅行契約の受注及び未出発の契約はありません。
(仕掛客は文書で全て弊社で引継ぎを終了しております。)

今後、万一新たに発覚した場合には、旅行業法に則り弊社にて対処し、
債権者の保護に当たると共に、担当窓口を弊社に切り替えて旅行契約の終
了まで責任をもって処理いたします。

2. 未払い金等について

弊社に対する旅行費用の未払い金などにつきましては、全て入金を終了
しております。

尚、弊社主催旅行及び弊社受託取扱主催旅行の旅行取扱はありません。

3. その他残務処理について

旅行業者代理業登録票、旅行申込書、パンフレット類の回収撤去、名刺、
領収書、請求書等に記載された代理店業登録番号の末梢につきましては、

月 日付を持ちまして処理を終了いたしました。

会社名:

代表者名:

印